

J R 東海 労 幹 関 西 地 「 申 」 第 2 1 号  
2 0 1 7 年 1 2 月 1 5 日

東海旅客鉄道株式会社  
新幹線鉄道事業本部関西支社  
支社長 大山 隆幸殿

J R 東海 労働組合新幹線関西地方本部  
執行委員長 小林 國博

### 「会社によるパワーハラスメント」に関する緊急申し入れ

大阪第二運輸所の管理者が、当該職場の車掌長に対してパワーハラスメントの行為を行っている。直ちに止められたい。

11月16日、当該車掌長は、乗務終了後の当該職場の概算で売上金の締め切り作業を行ったが、不足金が発生した。本人は、概算担当者から営業科管理者に申告するよう言われ、管理者に申告した。

本人が営業科の管理者に申告してからは、大阪第二運輸所営業科の森営業助役、秋山営業助役らは、二人同時に又は代わる代わるの事情聴取を行った。その内容は「振り返り」「再発防止」等と呼べるものではなく、本人の人格を無視し、人権を踏みにじるような言動を繰り返すなど、指導の度を越えた「イジメ」「パワーハラスメント」の威圧的行為であった。

当該の社員は、管理者からの威圧的行為に我慢の限界を超え、直接管理者にやめてほしい旨を伝えたが、やむことなく、結果、体調が悪化し病気で会社を休まざるを得なくなった。

これら会社の行為は新幹線に乗務し金銭のやり取りをする全ての車掌にプレッシャーを与え、緊張等による作業ミスを誘発するどころか精神的ダメージを与える行為である。

よって、以下のとおり申し入れるので、パワハラの即時中止と労使協議の場を緊急に設定すること。

### 記

1. 当該社員に対するパワハラを中止すること。
2. 当該社員に謝罪すること。
3. 会社は本人に対する「暴言」「威圧」の行為がパワーハラスメントになることを認識し、二度と同様の威圧行為を行わないこと。

以 上